

勤続手當規程

第一條

勤続手當は、勤続年間の長短に依り、勤続手當の額を決定し、勤続手當の額を算出する。勤続手當の額は、勤続年間の長短に依り、勤続手當の額を決定し、勤続手當の額を算出する。

勤続手當の給與

勤続年数	退社時給與割増	勤続年数	退社時給與割増
半年未満	二日分	三年未満	九日分
半年以上一年未満	五日分	三年以上五年未満	十二日分
一年以上二年未満	七日分	五年以上	十七日分

五年以上一年増減年二五日分宛に計算す

第二條 本規則は、大正十四年六月二十日より之を實施す